

# それ、通報の義務があります！

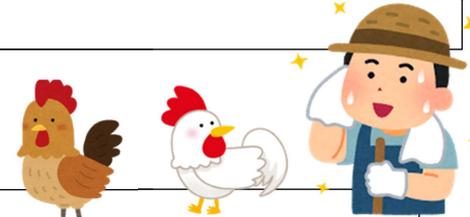


どんなときに  
通報が必要？

鶏等において「**特定症状**」がみられた場合、  
直ちに管轄の家畜保健衛生所への通報が必要です。  
このことは、家畜伝染病予防法第13条の2第1項に定めら  
れています。



特定症状って？



次の場合が挙げられます。

①家さん舎内の**1日当たりの死亡率**が、**過去3週間の平均死亡率の2倍以上**となった場合

※ただし、飼育管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によることが明らかな場合は除きます。

②家さんに対して行う鳥インフルエンザ検査（動物用生物学的製剤を使用した場合のみ）で、当該家さんにA型インフルエンザウイルスの抗原又はA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認された場合

## 鳥インフルエンザの特徴的な症状

脚部の皮下出血



鶏冠、肉垂のチアノーゼ



元気消失（嗜眠、沈うつ）



## 日頃の衛生管理のポイント

- ① 伝染病の発生予防及びまん延防止に関して、最新の情報を積極的に把握しましょう。
- ② 家さん舎とその周辺区域を分ける衛生管理区域の設定を行い、徹底した消毒をしましょう。
- ③ 日頃からの家さんの健康観察や農場へ立ち入った人や車両、導入した家さんの記録を取り、異常の早期発見に努めましょう。



飼養衛生管理基準の遵守や早期通報が、伝染病のまん延防止につながります。

問い合わせ先	姫路家畜保健衛生所	TEL	079-240-7085
	朝来家畜保健衛生所	TEL	079-673-2331
	淡路家畜保健衛生所	TEL	079-945-2411